

○福島県国民健康保険財政安定化基金条例

平成二十八年三月十一日

福島県条例第八号

改正 平成三〇年三月二三日条例第一三号

福島県国民健康保険財政安定化基金条例をここに公布する。

福島県国民健康保険財政安定化基金条例

(設置)

第一条 国民健康保険の財政の安定化を図るため、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）第八十一条の二第一項の規定に基づき、福島県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(平三〇条例一三・一部改正)

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の福島県国民健康保険特別会計の歳出予算の定めるところによる。

(平三〇条例一三・一部改正)

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(純益金の処理)

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(益金等を計上すべき予算)

第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、福島県国民健康保険特別会計の歳入歳出予算とする。

(平三〇条例一三・一部改正)

(交付を行う特別の事情)

第七条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）第十七条第一項に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 被保険者（法第五条に規定する被保険者をいう。第三号において同じ。）の大多数が災害により著しい損害を受けたこと。
- 二 企業の倒産、主要な生産物の価格の著しい低下その他の地域の産業に特別の事情が生じたこと。
- 三 前二号に掲げる事情に類する被保険者の生活に影響を与える事情が生じたこと。

（平三〇条例一三・追加）

（拠出金の徴収）

第八条 政令第二十二條第一項の財政安定化基金拠出金は、政令第十七條第一項の規定による基金事業交付金の交付を受けた市町村から徴収するものとする。ただし、市町村における特別の事情に配慮する必要があると知事が認めるときは、この限りでない。

（平三〇条例一三・追加）

（委任）

第九条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

（平三〇条例一三・旧第七条繰下）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（処分の制限）

- 2 この条例の施行の日から持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第一条本文に規定する施行の日の前日までの間、基金（第五条の規定により編入された収入を含む。）は、その全部又は一部を処分してはならないものとする。

附 則（平成三〇年条例第一三号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。